

令和4年度第2回 運営協議会の事前質問への回答Q&A

業務委託について	
Q 1	各包括より市への事業報告書にて概ね適正とあるが不適正事項を知りたい。
A 1	<p>毎月の報告書にて特定の不適切事項があるわけではありませんが、毎年実施する業務評価が満点ではないことなどを考慮して「概ね適正」という表現をしております。</p> <p>具体的に減点となっている項目としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期の欠員が生じている ・総合相談支援において、複合的な課題を持つ世帯に対し、関係機関と連携した介護離職に向けた取り組みを行っていない ・関係機関との交流会等が開催できていない（コロナ禍によるものも含む） <p>などがあります。</p>
運営方針・事業計画について	
Q 2	相談件数の増加、相談内容の複雑化（多様化）により職員一人ひとりの負担が大きくなっているとほとんどの包括支援センターが課題としている。また、人員確保が困難で苦慮しているとの課題もある。設置運営については厚生労働省平成18年10月18日通知から16年が経過し、この3年間は新型コロナウイルス感染でこれまでの業務からは全く想像もつかない状況での訪問等活動だったと感じる。実施要項5条2・3・4に記載はあるが、包括の現状を考慮、検討してこれからの事業等実施要項の変更が必要なのではと感じる。
A 2	本市におきましては、令和3年度に高齢者数のピークを迎えておりますが、委員ご指摘のとおり、複雑な案件も増えてきていると認識しております。ご質問の内容については、総括して地域包括支援センターの職員の人員等に関する事項でありますので、追加資料をご参照ください。
Q 3	運営方針（3）の題目2番目にある「共有した課題を解決のため、適切なサービスにつなげていく仕組みづくりと、ネットワークの構築」とありますが、「つなげていく仕組みづくり、ネットワークの構築」とは具体的にどのような物になりますでしょうか？
A 3	<p>地域包括ケア会議が地域課題解決の機能を持つ会議で、地域の介護施設や民生委員、ケアマネ、生活支援コーディネーターと顔の見える関係づくりを行います。</p> <p>また主に地域のケアマネジャーとの意見交換会や協議体への参加などがありますが、各地区での取り組みに関しましては、各地域包括支援センターの事業計画の「3. 独自の取り組み事項」【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】をご参照ください。</p>
Q 4	各包括の活動目標と課題項目欄には「人員不足による業務実施に支障を来している」とのコメントが目立つ。離職率低下における対策と指定介護予防支援の居宅介護事業所への一部業務委託への対応とあるが居宅支援事業所の人員不足化も進行している。今後の対応について知りたい。
A 4	人員確保は受託事業者が解決すべきことではあるが、市としても人件費の増額や配置専門職の緩和、3職種でのプランナーの兼務など、改善を検討しています。
Q 5	人員不足で時間外労働などを余儀なくされている現状で、それに対し長寿からは、デジタル化の導入を検討して頂きたいとの事ですが、これについては必要機材の導入など追加として金銭的な補助があるのでしょうか？
A 5	デジタル化やそれに伴う事務費については次期選定の際の検討項目の一つであると認識しております。そのためには、個人情報取扱いに関する課題を解決する必要があると考えております。
指定介護予防支援の一部委託について	
質問なし	
その他	
質問なし	